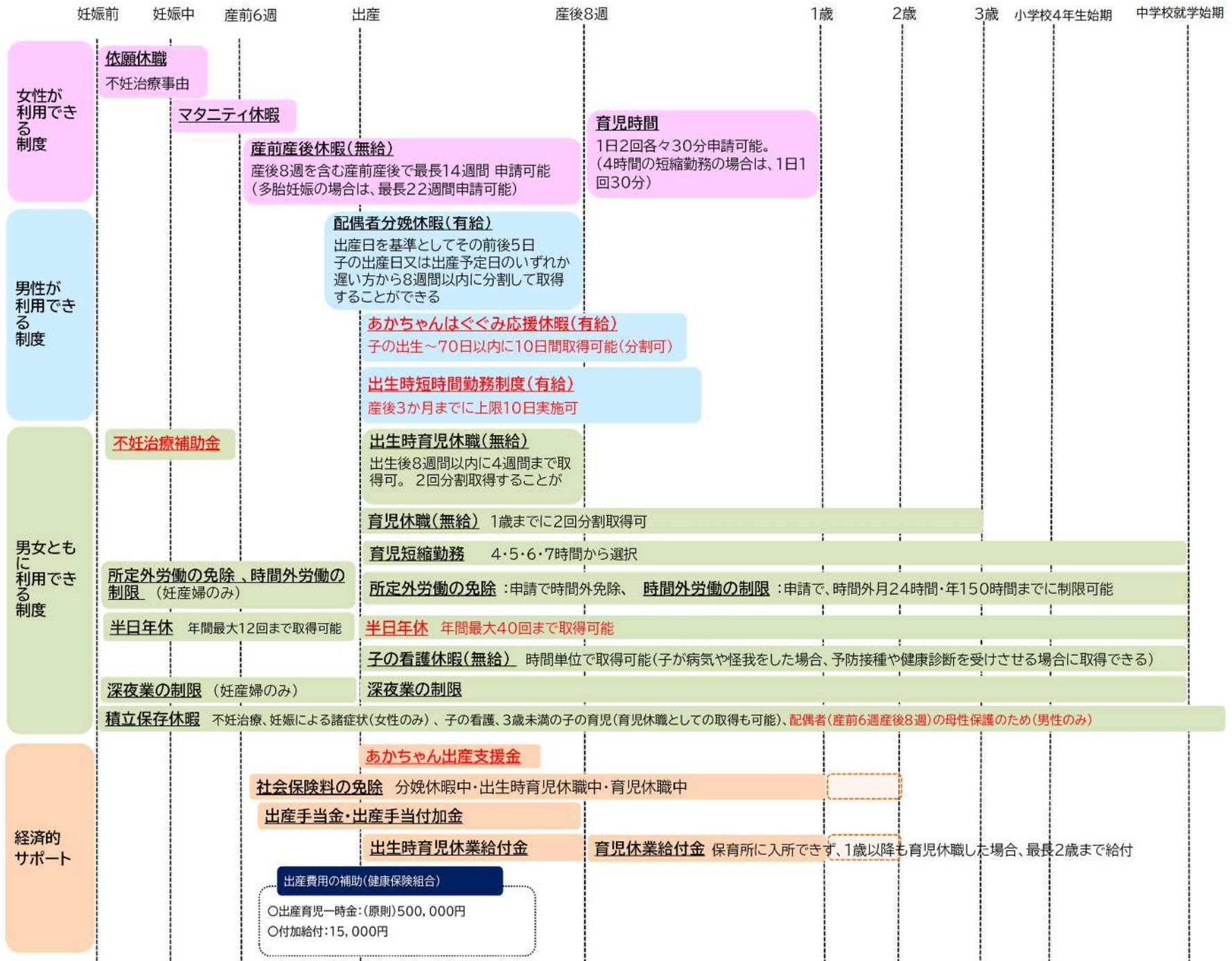


仕事と育児の両立支援制度（正社員・無期契約従業員向け）



仕事と育児の両立支援制度一覧（正社員・無期契約従業員向け）

	制 度	対 象		内 容	利用可能期間 (参考：法定基準)	取得 上限
		女性	男性			
妊 娠 前	依願休職 (不妊治療事由)	○		(海外留学、ボランティアまたは) 不妊治療などの理由により本人が願い 出て会社が認めたとき。	長期欠勤の理由及び勤続年数等を考慮し1年以内	—
	積立保存休暇	○		右記の際に、年次有給休暇に加えて使用可能な有給休暇	不妊治療を行うため入院または通院するとき	年20日
妊 娠 中	マタニティ休暇	○		妊娠に伴う諸症状により、就業が著しく困難な女性社員が申請したときに 与えられる休暇	妊娠期間中	なし
	時間外勤務、 休日勤務、 深夜勤務の免除	○		妊娠中の女性が請求した場合に、時間外勤務、休日勤務、深夜勤務を免除		—
	積立保存休暇	○		右記の際に、年次有給休暇に加えて使用可能な有給休暇	妊娠に伴う諸症状により就業が著しく困難であるとき	年20日
産 前 産 後 休 暇 ・ 育 児 休 職 中	産前産後休暇	○		産前産後における母体の保護の ための休暇	産前6週・産後8週 ※多胎妊娠の場合は産前14週 ※医師の許可がない限り産後8週は取得必須	—
	配偶者分娩休暇		○	配偶者が出産するときに取得できる休暇	出産日を基準として、その前後 (子の出産日又は出産予定日のいずれか遅い方から 8週間以内に分割して請求することができる)	5日
	積立保存休暇		○	右記の際に、年次有給休暇に加えて使用可能な有給休暇	● 子の看護 ● 育児休職申請時 ● 配偶者が産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間） から産後8週間を経過するまでの期間にあって、 当該配偶者の母性保護のため休務するとき	年20日
	出生時育児休職	○	○	子を養育するための休職	子の出生日から8週間を経過する日の翌日まで	4週間 (28日)
	育児休職	○	○	子を養育するための休職	子が3歳に達するまで (法定：原則子が1歳に達するまで)	—

	制 度	対 象		内 容	利用可能期間 (参考：法定基準)	取得 上限
		女性	男性			
復 職 後	半日年休	○	○	半日単位の年次有給休暇	中学校の始期に達するまで	年40回 (20日分)
	積立保存休暇	○	○	右記の際に、年次有給休暇に加えて使用可能な有給休暇	<ul style="list-style-type: none"> ● 子の看護 ● 3歳未満の子の育児 ● 育児休職申請時 	年20日
	子の看護休暇	○	○	負傷し、又は疾病にかかった子の看護、又は子に予防接種又は健康診断を受けさせるときに与えられる休暇	子が中学校就学の始期に達するまで	年5日 (子が2人以上の場合は10日)
	あかちゃんはぐくみ応援休暇	※1	○	育児参画のための休暇	子の出生～70日以内	10日
	育児時間	○		1歳未満の乳幼児を育てるために与えられる時間	子が1歳に達するまで	1日2回 各々 30分
	出生時短時間勤務制度	※2	○	男性社員が育児目的で短時間勤務した場合に、会社が減額分の賃金を補填	産後3か月まで	10日
	勤務時間短縮等の措置	○	○	子を養育するための勤務時間短縮の制度	子が中学校就学の始期に達するまで (法定：子が3歳に達するまで)	—
	所定外労働の免除	○	○	所定外労働時間の免除	子が中学校就学の始期に達するまで (法定：子が3歳に達するまで)	—
	時間外労働の制限	○	○	月・年の時間外労働時間の制限 (月24時間、年150時間まで)	子が中学校就学の始期に達するまで (法定：子が小学校就学の始期に達するまで)	
	深夜業の制限	○	○	深夜労働の制限 (午後10時から午前5時まで)	子が中学校就学の始期に達するまで (法定：子が小学校就学の始期に達するまで)	
在宅勤務の実施回数特例	○	○	通常の在宅勤務の上限回数(週2日)を超えて、個別に設定する	子が小学校4年生の始期に達するまで	—	

※1.養子縁組により「産前産後の出産休暇」を取得しない場合や産後70日以内に復帰した場合は、女性従業員も対象となります。

※2.養子縁組により「産前産後の出産休暇」を取得しない場合や産後3か月以内に復帰した場合は、女性従業員も対象となります。